

令和 2 年 12 月 28 日

豚肉等に係る特別緊急関税の令和 2 年度における輸入基準数量等

令和 3 年 1 月 1 日に包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定（日英 E P A）が発効した場合、関税暫定措置法（昭和 35 年法律第 36 号）第 7 条の 6 第 1 項の規定に基づき、令和 3 年 1 月 1 日以降の令和 2 年度における輸入基準数量及び協定対象外輸入基準数量は、下記のとおりとする。

なお、令和 3 年 1 月 1 日に日英 E P A が発効しない場合、令和 3 年 1 月 1 日以降の令和 2 年度における輸入基準数量及び協定対象外輸入基準数量は、引き続き、「豚肉等に係る特別緊急関税の令和 2 年度における輸入基準数量等」（令和 2 年 3 月 31 日公表）とする。

記

輸入基準数量	995,035 トン
協定対象外輸入基準数量	<u>7,342</u> トン

【備考】

- ・ 協定対象外輸入基準数量は、全世界からの輸入数量から、譲許適用物品及び締約国産物品に係る輸入数量を控除した数量を基に算出。
- ※下線部は、「豚肉等に係る特別緊急関税の令和 2 年度における輸入基準数量等」（令和 2 年 3 月 31 日公表）からの変更箇所。